

国 営 積 第 9 号  
国 営 整 第 1 4 0 号  
平成 29 年 10 月 25 日

大臣官房官庁営繕部 計画課長 殿  
大臣官房官庁営繕部 整備課長 殿  
北海道開発局 営繕部長 殿  
各地方整備局 営繕部長 殿

大臣官房  
官庁営繕部 計画課長  
官庁営繕部 整備課長  
(公印省略)

「営繕工事における遠隔地からの建設資材等の調達費用及び労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について（通知）

営繕工事における遠隔地からの建設資材等の調達費用及び労働者確保に要する費用の積算方法等については、「「営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用及び労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について（通知）」（平成 27 年 3 月 26 日付け国営計第 122 号、国営整第 276 号）に基づき、建設資材等の調達が困難と想定される工事及び労働者を遠隔地から確保せざるを得ない工事において試行実施しているところである。

今般、用語、変更対象等について明確化を図るため、別添 1 及び別添 2 のとおり改定を行い、適用については下記のとおりとしたので遺漏なきよう対応されたい。

#### 記

この試行は、平成 29 年 10 月 25 日以降に入札手続きを開始する工事に適用する。ただし、この日以前に入札手続きを開始した工事については、なお従前の例による。

試行期間を終了する時は、別途通知する。



された見積書等の資料を監督職員に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

(5) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(6) 現場説明書等における記載は、別記1の記載例による。

#### (別記1) 現場説明書等における記載例

##### ○. 遠隔地からの建設資材等の調達費用に対する積算方法等の適用

① 本工事は、遠隔地からの建設資材等の調達に係る費用について、調達の実態を反映し契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。

なお、「建設資材等」とは以下のものをいう。

イ) 鉄筋、鉄骨、コンクリート等の資機材

ロ) 足場材等の仮設材

ハ) トラック、舗装機械等の建設機械

また、以下の遠隔地からの建設資材等の調達費用を変更対象とする。

イ) 当初想定していた地域（工事現場と同一の県内等）から調達できず調達条件や運搬距離が大きく変わった場合の建設資材等の購入、賃貸及び運搬に要する費用

ロ) イ) にかかわらず、道路通行止め等により工事現場までの運搬距離が大きく変わった場合の建設資材等の運搬に要する費用

② 発注者が示す「変更対象項目に対する実施計画書（様式1-1）」に記載されている変更対象項目について、受注者は、工事契約締結後に建設資材等を遠隔地から調達せざるを得なくなった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式1-2）（案）」を作成して、監督職員に提出し、協議するものとする。

③ 建設資材等の調達に係る実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式1-2）」及び金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料を監督職員に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

④ 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

**【2】営繕工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等**

## 1. 目的

営繕工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等は、工事実施にあたって不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ない場合に、工事の適切な実施のために必要となる「共通仮設費」及び「現場管理費」について、労働者確保の実態を反映した契約変更のための工事費積算方法等に関する必要な事項を定め、もって適正な契約変更に資することを目的とする。

## 2. 対象工事

工事発注にあたって、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ないと発注者が判断した工事を対象とする。

## 3. 変更対象項目

変更対象項目とは、以下の遠隔地から労働者を確保するために要する費用の項目をいう。

- イ) 共通仮設費：共通仮設費率に含まない費用（宿舎等に要する費用）
- ロ) 現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用並びに賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

## 4. 手続等

(1) 本積算方法等の対象工事である旨の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、次に掲げる書面（以下「現場説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- ① 一般競争入札の場合：入札公告、入札説明書及び現場説明書
- ② 工事希望型競争入札の場合：送付資料及び現場説明書
- ③ ②以外の指名競争入札の場合：指名通知書及び現場説明書

(2) 工事発注にあたり、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目に関する事前の想定可否により以下のとおり変更対象項目の明示方法等を区分するものとする。

①不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定できる工事の場合

発注者は「変更対象項目に対する実施計画書（様式2-1）」を現場説明書等で明示する。発注者が示す「変更対象項目に対する実施計画書（様式2-1）」に記載されている変更対象項目について、受注者は、工事契約締結後に遠隔地からの労働者の確保に係る費用が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-2）（案）」を作成して、監督職員に提出し、協議するものとする。

②不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定で

#### きない工事の場合

受注者は、工事契約締結後に遠隔地からの労働者の確保に係る費用が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-2）（案）」を作成して、監督職員に提出し、協議するものとする。

- (3) 変更対象項目について労働者確保の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-2）」及び金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料（以下、「根拠資料」という。）を監督職員に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

- (4) 共通仮設費の積み上げ分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-2）」及び根拠資料において確認された費用について契約変更の対象とし、現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-2）」により、根拠資料において確認された費用の変更計上額から当初計上額を差し引いた費用をもって契約変更の対象とする。

なお、労務管理費用については現場管理費率に含まれていることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。

- (5) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。  
(6) 現場説明書等における記載は、別記2の記載例による。

#### (別記2) 現場説明書等における記載例

##### ○. 遠隔地からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等の適用

- ① 本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。

なお、以下の遠隔地から労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。

- イ) 共通仮設費：共通仮設費率に含まない費用（宿舍等に要する費用）
- ロ) 現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用並びに賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

- ② 発注者が示す「変更対象項目に対する実施計画書（様式2-1）」に記載されている変更対象項目について、受注者は、工事契約締結後に遠隔地からの労働者の確保に係る費用が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-2）（案）」を作成して、監督職員に提出し、協議するものとする。（不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定できる工事の場合）

- ② 受注者は、工事契約締結後に遠隔地からの労働者の確保に係る費用が必要になった場合には、事前に「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-2）」（

案)」を作成して、監督職員に提出し、協議するものとする。（不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ない項目を発注者が事前に想定できない工事の場合）

- ③ 変更対象項目について労働者確保の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-2）」及び金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料（以下、「根拠資料」という。）を監督職員に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

- ④ 共通仮設費の積み上げ分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-2）」及び根拠資料において確認された費用について契約変更の対象とし、現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2-2）」により、根拠資料において確認された費用の変更計上額から当初計上額を差し引いた費用をもって契約変更の対象とする。

なお、労務管理費用については現場管理費率に含まれていることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。

- ⑤ 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(様式 1-1) 変更対象項目に関する実施計画書

<記載例> 発注者用 ※発注者が現場説明書等に添付

建設資材 等名称	摘要 (仕様・規格)	当 初			変 更			差額 (円)		
		数量	調達 予定地区	購入 予定額 (円)	運搬費 予定額 (距離)	数量	調達 地区		購入額 (円)	運搬 費用 (距離)
異形鉄筋	SD295A D16  加工工場から工場まで	〇〇 t	刊行物 〇〇月号 〇〇県	刊行物 〇〇月号	(〇〇km) 程度					
普通コンクリート	FC=21 S-18	〇〇 m3	刊行物 〇〇月号 〇〇県	刊行物 〇〇月号	(〇〇km) 程度					
合 計										

(様式 1-2) 変更対象項目に関する実施報告書

<記載例> 受注者提出用 ※受注者が協議用として提出

建設資材 等名称	摘要 (仕様・規格)	当 初				変 更				差額 (円)
		数量	調達 予定地区	購入 予定額 (円)	運搬費 予定額 (距離)	数量	調達 地区	購入額 (円)	運搬 費用 (距離)	
異形鉄筋	SD295A D16	〇〇 t	〇〇県	〇〇	〇〇 (〇〇km)	▲▲ t	▲▲県	▲▲	▲▲ (▲▲km)	□□
普通コンクリート	FC=21 S-18	〇〇m <sup>3</sup>	〇〇県	〇〇	〇〇 (〇〇km)	▲▲m <sup>3</sup>	▲▲県	▲▲	▲▲ (▲▲km)	□□
合 計				〇〇	〇〇			▲▲	▲▲	□□



(様式 2-1) 変更対象項目に関する実施計画書

<記載例> 発注者用 ※発注者が現場説明書等に添付

費 目		変更対象項目	当初 積算方法	備考
共通 仮 設 費	仮設用借地料 (準備費)	(地域外労働者確保に要する) 現場事務所(敷地外)、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	○当初積算では計上していない。	
	宿舎に要する 費用 (仮設建物費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用 (労働者送迎費:労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	○当初積算では計上していない。	
	小 計			
現場 管 理 費	募集及び解散に 要する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当	○当初積算では計上していない。 (地域外労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費率に含む)	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者の食事補助、交通費の支給	○当初積算では計上していない。 (地域外労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費率に含む)	
	小 計			
合 計				

(様式 2-2) 変更対象項目に関する実施報告書

<記載例> 受注者提出用 ※受注者が協議用として提出

費 目		変更対象項目	計画 計上額 (円)	変更 計上額 (円)	差額 (円)
共通 仮 設 費	仮設用借地料 (準備費)	現場事務所(敷地外)、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	〇〇	▲▲	□□
	宿舎に要する 費用 (仮設建物費)	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用 (労働者送迎費:労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	〇〇	▲▲	□□
	小 計		〇〇	▲▲	□□
現場 管 理 費	募集及び解散に 要する費用 (労務管理費)	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当	〇〇	▲▲	□□
	賃金以外の食 事、通勤等に要 する費用 (労務管理費)	労働者の食事補助、交通費の支給	〇〇	▲▲	□□
	小 計		〇〇	▲▲	□□
合 計			〇〇	▲▲	□□